

平成 25 年 2 月 28 日

関係人 各位

更生会社 秋田エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂 本 幸 雄

管財人 小 林 信 明

更生計画認可決定のお知らせ

弊社は、平成 24 年 8 月 21 日に東京地方裁判所に更生計画案を提出し、同年 10 月 31 日、更生計画案を債権者による決議に付する旨の決定がなされておりましたが、平成 25 年 2 月 26 日までの書面投票による決議の結果、以下のとおり、多数の債権者の皆様よりご賛同を賜り法定の可決要件を満たし、本日、同裁判所より更生計画認可の決定を受けましたので、ご報告申し上げます。これもひとえに関係各位のご理解とご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

弊社は、今後、債権者の皆様にご賛同いただいた更生計画を着実に遂行すべく努めて参る所存ですので、今後とも弊社の更生手続へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(投票結果)

更生担保権の組	100%の同意
更生債権の組	92.87%の同意

(弁済について)

更生計画に基づく弁済に関しては、別途、更生債権者・更生担保権者の皆様に、認可決定のお知らせと弁済のご案内を平成 25 年 3 月上旬から中旬にかけて順次発送する予定です。

(第1回分割弁済日について)

更生計画に基づく第1回分割弁済日は、マイクロン社とのスポンサー契約のクロージング条件を充足し同社による出資がなされてから3か月以内の日であって、かつ、管財人が裁判所の許可を得て定める日となっておりますが、本日時点では、クロージング条件を充足していないことから、第1回分割弁済日は確定しておりません。

① 更生計画認可決定の確定

② 米国破産法第15章の手續における米国裁判所による本更生計画認可決定の承認（又はこれと実質的に同等の効果を有する措置）

※ マイクロン社との統合に関する各国競争法の承認もクロージング条件の一つでしたが、必要な承認は全て得られています (<http://www.elpida.com/pdfs/pr/2013-02-20j.pdf>)。

上記①②を含む、クロージング条件を充足した場合には、速やかに、弊社ウェブサイトを通じたリリース等により、債権者の皆様にご報告させていただく予定です。

以 上